

令和 7 年度大阪市入札契約制度改善検討委員会

- 1 日時 令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 3 時 00 分～
- 2 議題 「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」等の改正について

議題 1

「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」等の改正について

1 改正理由

本市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ダンピング対策を強化する観点から特別簡易型による総合評価落札方式の積極的な活用を図ってきた。これまでの運用状況及び建設業を取り巻く状況等をふまえ、必要が生じた点について改正を行う。

2 改正する規程・主な改正内容

- (1) 大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領【別紙1のとおり】
- (2) 大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン【別紙2のとおり】

【主な改正内容】

① 総合評価落札方式の適用拡大

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式の適用範囲を拡大する。(予定価格6億円超→予定価格3億円以上)

適用範囲の拡大に伴い、特別簡易型による場合の事務の統一化・効率化を図るため、次の事務を契約管財局で一元的に実施することとする。

- ・落札者決定基準の決定
- ・学識経験者への意見聴取
- ・技術提案等の審査・評価（工事の施工実績及び配置予定技術者の施工経験にかかる審査・評価は工事主管局で実施）

② 評価項目設定例の改正

企業の社会性・信頼性を評価するため、「賃上げなど給与増の取組」を評価項目に加える。

3 施行時期

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用する。

○ 大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領

制 定 平成 31 年 3 月 25 日

改 正 令和 7 年 1 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札における総合評価落札方式の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、施行令という。）第 167 条の 10 の 2（167 条の 12 第 4 項及び 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(2) 技術提案等

技術提案、施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等をいう。

(3) 評価基準等

技術提案等を評価するための評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。

(4) 工事主管局長

工事の設計及び監理を主管する局長をいう。

(5) 監理技術者等

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。

(6) 公告文等

公告文、入札説明書、各評価項目の評価基準及び留意事項をいう。

(総合評価落札方式の対象工事)

第 3 条 一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が 6 億円を超える **3 億円以上の** 工事については、災害復旧等により特に緊急を要する工事を除き総合評価落札方式を適用することとし、予定価格が 6 億円以下 **3 億円未満** の工事については、次のいずれかに該当する場合、総合評価落札方式を適用することができるものとする。

ただし、予定価格が3億円以上の工事であっても建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会の審議を経て、総合評価落札方式を適用しないこととすることができる。

- (1) 入札者の提示する性能、機能又は技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して工事目的物の初期性能の持続性、強度又は安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) 入札者が提示する簡易な施工計画、施工能力又は実績等を総合的に評価することによって粗雑工事等の防止及び不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の性能、品質の確保若しくは向上又は維持管理費の軽減等につながるが見込まれる工事

（実施方式）

第4条 総合評価落札方式の実施方式は、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、入札者が提示する簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事について、施工上の工夫等の技術的な提案及び業者の技術力等と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能及びライフサイクルコスト等の技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

(技術審査委員会の設置)

第5条 総合評価落札方式における技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うため、工事主管局長は技術審査委員会を設置する。

2 技術審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価落札方式を適用する工事の決定
- (2) 簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の落札者決定基準の決定
- (3) 簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の技術提案等の審査・評価
- (4) その他審議を要すると認める事項

(入札公告)

第6条 契約入札担当者は総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、施行令第167条の6第1項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項により明らかにしておかなければならない事項のほか、次の事項について公告をしなければならない。

- (1) 総合評価落札方式を適用して入札を実施する工事であること
- (2) 当該入札に係る申込みのうち、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) その他、総合評価落札方式を適用するために必要な事項

(学識経験者の意見の聴取)

第7条 技術審査委員会は、次の各号に掲げる場合には、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるとき
- (2) 落札者を決定するとき。ただし、前号の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合に限る。

2 特別簡易型による場合の前項の学識経験者への意見聴取については、契約管財局長が行う。

(評価の方法等)

第8条 総合評価落札方式による入札の実施にあたっては、次の式によって算出する評価値をもって入札者の評価を行う。なお、当該評価値の算出にあたっては、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とする（以下同じ）。

評価値＝〔技術評価点/入札価格〕×100,000,000（小数点以下第4位未満は切捨）

2 前項に掲げる技術評価点とは、次に掲げる標準点と加算点の合計とする。

(1) 標準点

本市が示した評価項目ごとの最低限の技術要件をすべて満たしている場合の得点、又は入札者に一律に付与する得点

(2) 加算点

入札者の技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき算出する得点

- 3 第1項の規定にかかわらず、入札者の入札価格が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った場合には、次の式により算出する。

評価値＝〔技術評価点/（調査基準価格＋（調査基準価格－入札価格））〕×100,000,000（小数点以下第4位未満は切捨）

- 4 技術提案等の資料を提出しない者のした入札は無効とし、当該入札者の評価は行わない。
- 5 技術提案等の資料の作成に関し不正が行われたと認められる場合は、当該入札者のした入札は無効とする。

（落札者の決定方法等）

第9条 契約管財局長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、前条により算出した評価値の最も高い者を落札者として決定する。

- (1) 入札価格が予定価格以下であること
- (2) 技術提案等の内容が、本市の標準案を満たしていること（技術提案等の資料の提出にあたって、本市標準案をあらかじめ示した場合に限る。）
- (3) 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと

基準評価値＝〔標準点/予定価格〕×100,000,000

- 2 前項の落札者の決定において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札者とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。
- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で次条に規定する失格基準以上の入札がないときは、直ちに、再入札の手続を行うものとする。なお、再入札は、すでに提出され

た技術提案等に基づく価格によるものとし、技術提案等の再提出は受け付けないものとする。

- 5 事後審査型制限付一般競争入札の場合は、本条中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(低入札価格調査における価格による失格基準)

第 10 条 総合評価落札方式における低入札価格調査については、工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領に定めるほか、低入札価格調査に価格をもって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとしてその者を落札者とししないものとする判断基準（以下「価格による失格基準」という。）を設ける。

- 2 価格による失格基準は、別表に定める工事種目ごとに、同表に定める算定式及び基準に基づき定めるものとする。
- 3 前項で定める価額の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

(技術的工夫及び技術提案の審査等)

第 11 条 **簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合における**技術提案等の審査は、技術審査委員会において行う。

- 2 技術審査委員会は、必要があると認めたときは、提案者に対して技術提案等の内容についてヒアリングを実施することができる。
- 3 技術審査委員会は、高度技術提案型において、技術提案等の内容の一部を改善することにより優れた技術提案等となる場合や一部の不備を解決できる場合には、提案者に当該技術提案等の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、技術審査委員会は、透明性の確保のため、契約後速やかに技術提案等の改善に係る過程の概要について公表するものとする。

(評価結果等の公表)

第 12 条 総合評価落札方式による入札を実施した場合は、入札者の次の各号に掲げる事項を、落札者決定後速やかに公表する。

- (1) 標準点
- (2) 加算点
- (3) 評価値
- (4) 評価順位

(評価結果に対する評価理由の説明)

第 13 条 入札者は、評価結果等の公表があった日の翌日から起算して 14 日（大阪市の休

日を定める条例（平成3年条例第42号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について、契約担当者に対して書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として7日（休日を除く）以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

（責任の所在等）

第14条 工事主管局長は、技術提案等に係る内容について、受注者に適正に履行をさせなければならない。

- 2 受注者が技術提案等に係る内容を履行することができなかった場合には、再度の履行義務を課すとともに、その態様及び程度に応じて次の各号に掲げる措置を講じることができる。

（1）悪質な行為があると認められる場合、契約の解除及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置等の措置

（2）工事成績評定点の減点

- 3 前項第2号の工事成績評定点の減点は、次の式によって算出する額とする。

工事成績評定点の減点値＝〔（入札時の技術提案等に関する得点の合計－施工後の実績に相当する技術提案等に関する得点の合計）／入札時の技術提案等に関する得点の合計〕
×10

（技術提案等にかかる違約金）

第15条 前条第2項に定める措置のほか、受注者が技術提案等に係る内容を履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事主管局長は受注者から違約金を徴収しなければならない

- 2 前項の違約金の額は、次の式によって算出する額とする。

違約金の額＝当初の請負金額×〔1－（標準点＋提案内容のとおり施工できなかった場合の加算点）／（標準点＋入札時の提案内容に基づく加算点）〕

（契約書等への明記）

第16条 前2条の規定については、特記事項として、公告文等及び契約書に明記するものとする。

（技術提案等の保護）

第17条 技術提案等については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(配置予定技術者にかかる措置)

第 18 条 受注者は評価対象となった配置予定技術者を配置しなければならない。

2 受注者が評価対象となった監理技術者等の変更又は途中交代を行う場合、同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置しなければならない。なお、本市が認めた場合はこの限りではない。

3 受注者が前 2 項の監理技術者等を配置できない場合は、その態様及び程度に応じて次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 悪質な行為があると認められる場合、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置等の措置

(2) 工事成績評定点の減点

4 前項第 2 号の工事成績評定点の減点は、次の式によって算出する額とする。

工事成績評定点の減点値＝〔(入札時の配置予定技術者の能力等に関する得点の合計－変更又は途中交代後の配置予定技術者の能力等に関する得点の合計) / 入札時の配置予定技術者の能力等に関する得点の合計〕×10

5 前 4 項の規定については、特記事項として公告文等に明記するものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は契約管財局長が別に定める。

2 この要領によりがたい場合は、契約管財局長と工事主管局長が協議して定める。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正後の大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領第 2 条の規定は、平成 32 年 4 月 1 日以後に入札に参加しようとするものを募集する契約について適用し、同日前に入札に参加するものを募集する契約については、なお従前の例による。

3 大阪市公共工事総合評価落札方式試行要領（平成 19 年 3 月 30 日制定）は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（総合評価落札方式における価格による失格基準）

1 土木工事・舗装工事・造園工事・しゅんせつ工事・管更生工事 等

（土木・舗装・造園工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未滿
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

2 建築工事等

（建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未滿
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

※ 現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

3 橋梁・鋼管工事（A）鋼桁工事

項目	算定式	価格による失格基準
直接経費 (工場製作工のうち、材料費・製作費・工事塗装費含む)	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未滿
共通仮設費 (工場製作工のうち、間接労務費含む)	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (工場製作工のうち、工場管理費含む)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

4 諸設備工事（プラント機械・電気設備）

項目	算定式	価格による失格基準
直接経費（＊機器費＋直接工事費）	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未満
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 （現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）	本市設計金額の 80%	
一般管理費等 （一般管理費等＋機器費の一般管理費等）	本市設計金額の 30%	

※ 機器費（修理費含む）は、当該機器製作者の一般管理費等を除く

5 諸設備工事（クレーン関係）・特殊工事（防潮鉄扉関係）

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 （直接製作費・直接工事費・電気設備工事の 機器単体費）	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未満
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 （間接製作費・現場管理費・据付間接費・設計 技術費・電気設備工事の機器間接費）	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公共工事総合評価落札方式 運用ガイドライン

令和7**8**年4月

大 阪 市

目 次

1 はじめに — 総合評価落札方式の概要・意義 —	1
2 総合評価落札方式の対象工事	2
3 総合評価落札方式のタイプ	3
4 評価基準及び加算点の設定	9
5 実施スケジュール	17
6 落札者の決定方法	22
7 情報の公表	24
8 その他留意事項	25
〔各種様式例〕	29

1 はじめに ―総合評価落札方式の概要・意義―

○本ガイドラインの目的

総合評価落札方式の効果を適正かつ確実に実現していくためには、価格以外の要素の評価を行うための公正かつ客観的な評価方法を定め、評価者の恣意性を排除するしくみを構築する必要がある。

このため、大阪市では平成 19 年 3 月に「大阪市公共工事総合評価試行ガイドライン」を定め、平成 19 年度から総合評価落札方式による工事請負契約の入札を試行実施してきた。

このたび、これまでの試行実施の結果を踏まえて運用面での課題等を整理し、「大阪市公共工事総合評価運用ガイドライン」として定め、総合評価落札方式を本格実施するための基本的な運用事項を示すこととしたものである。

なお、今後実施する総合評価落札方式の結果を踏まえ、本ガイドラインについても適宜見直しを図っていくものとする。

○ 総合評価落札方式の概要・意義

(1) 総合評価落札方式導入の背景

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、国、地方公共団体の厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして「総合評価落札方式」の適用を掲げている。

(2) 総合評価落札方式の意義・原則

総合評価落札方式とは、公共工事の品質確保を図るため、価格と価格以外の要素（競争参加者の技術的能力、品質の向上に係る技術提案）を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする方式をいう。

したがって、必ずしも最も低い価格を提示した競争参加者が落札者となるとは限らない。

(3) 総合評価落札方式の効果

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、次のような効果が期待される。

- ① 工事目的物の性能、品質の確保、向上
- ② 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
- ③ 交通渋滞対策、環境対策、安全対策等への対応
- ④ 事業効果の早期発現等の効率的かつ適切な実現
- ⑤ 技術力競争を行うことによる民間業者におけるモチベーションの向上
- ⑥ 技術と経営に優れた健全な民間業者の育成
- ⑦ 価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることによる談合等の不正防止

(4) 総合評価落札方式の活用

総合評価落札方式の実施にあたっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性及び公正性の確保が特に求められることはもちろん、発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。

こうした点を踏まえ、不調リスクの軽減にも注意しながら、工事の性格等に応じた総合評価落札方式の適切な活用を図らねばならない。

2 総合評価落札方式の対象工事

総合評価落札方式の対象工事は、以下のとおりとする。

○ 総合評価落札方式適用

一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が6億円を超える3億円以上の工事については災害復旧等により特に緊急を要する工事を除いて、総合評価落札方式を適用する。

また、予定価格が6億円以下3億円未満の場合であっても、その内容により次のいずれかに該当すると判断される工事は、適用の対象とすることができるものとする。

適用にあたって、技術提案・工夫を評価するものにあっては、提案を求める内容に具体性があり、客観的かつ公正な評価が可能な工事でなければならないものとする。

【総合評価落札方式の判断基準】

- ① 入札者の提示する性能、機能又は技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- ② 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して工事目的物の初期性能の持続性、強度又は安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- ③ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- ④ 入札者が提示する簡易な施工計画、施工能力又は実績等を総合的に評価することによって粗雑工事等の防止及び不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の性能、品質の確保若しくは向上又は維持管理費の軽減等につながることが見込まれる工事

なお、予定価格が3億円以上の工事であっても、総合評価落札方式を適用することにより入札不調が想定されるなど総合評価落札方式の適用が困難な場合においては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会の審議を経て、総合評価落札方式を適用しないこととすることができる。

3 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式のタイプは、「特別簡易型」「簡易型」「標準型」「高度技術提案型」の4タイプとする。

本ガイドラインは、これらのタイプを適用、実施するにあたっての手續や留意事項等について定めるものであり、本ガイドラインに定めのない事項については、各主管局および契約管財局契約部が協議のうえ、必要な基準等を定め、実施していくものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、入札者が提示する簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事について、施工上の工夫等の技術的な提案及び業者の技術力等と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能及びライフサイクルコスト等の技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

総合評価落札方式のタイプの決定は、当該事業を主管する所属（事業と工事を主管する所属が異なる場合は、工事を主管する所属。以下「主管局」という。）において設置する技術審査委員会の審議により決定し、事業請負契約請求又は請負業者決定依頼時に契約管財局へ通知すること。

予定価格が3億円以上6億円以下の工事については特別簡易型によることを基本とするが、P.2の【総合評価落札方式の判断基準】に該当すると判断される工事は、簡易型、標準型又は高度技術提案型を適用することができるものとする。

設計・施工一括型発注方式（DB方式）と詳細設計付工事発注方式

高度技術提案型^{*1}においては、原則である設計施工分離方式とは別に、設計と施工を一括として発注する方式をとることができる。

設計・施工一括発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式である。

また、詳細設計付工事発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式である。

これらはあくまで例外的な運用であり、単に“設計に要する期間を短縮できる”といった本市の都合のみで選択するのではなく、事前に十分な市場調査^{*2}が必要である。

このため、同方式の選定にあたっては、メリット・デメリットを十分に考慮し、不調リスクや競争性の確保の観点からも、同方式を採用することが真に妥当であるかを慎重に判断すること。

*1 国土交通省の「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」によると、設計・施工一括型発注方式・詳細設計付工事発注方式は高度技術提案型を対象としているが、標準型でも詳細設計付工事発注方式をとる余地がある旨の記載がされている。ただし、一般的には想定しがたいので、標準型での適用を検討するにあたっては、事前に契約管財局契約部と十分に調整しておくこと

*2 事前の市場調査等においては、特定の事業者が有利とならないよう配慮する必要があるため、調査業務を受注した事業者を介して行うことが望ましい。

【設計・施工一体型発注方式・詳細設計付工事発注方式のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
○効率的・合理的な設計・施工の実施 ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。 ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。	○客観性の欠如 ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。
	○受発注者間におけるあいまいな責任の所在 ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。
○工事品質の一層の向上 ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。 ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。	○発注者責任意識の低下 ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

*）「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成21年3月国土交通省）を引用し作成

【発注形態別の特徴と総合評価落札方式の分類の考え方】

発注形態	特徴				総合評価落札方式の分類		標準案	技術提案範囲	予定価格
	設計の品質確保	合理的な設計	効率性等						
設計・施工一括	○製作・施工方法だけではなく、目的物の設計に対しても施工者固有技術を活用可能。	○目的物の設計を含め製作・施工者固有技術の活用余地が大きく、合理的な設計が期待できる。	○設計と施工をオーバーラップさせることにより工期短縮が可能。 ○目的物の設計・施工の責任を一元化できる。 ○設計者と施工者が同じため、調整作業が軽減される。 ○施工者固有技術を検討した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。		高度技術提案型	I	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・工事目的物 ・施工方法 競争参加者の技術提案に基づき作成
						II	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者として予めひとつの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	・工事目的物 ・施工方法 競争参加者の技術提案に基づき作成
詳細設計付工事	○高度な施工技術や特殊な施工方法等の施工者固有技術を活用可能。	○施工者固有技術の活用により合理的な設計が期待できる。	○施工段階における詳細図面や施工計画作成の手戻りが解消される。 ○施工者固有技術を検討した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。		標準型	III	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める) 競争参加者の技術提案に基づき作成
設計・施工分離	○設計者が施工費用に対するリスクを負担しないため、耐久性や安全性を、当該環境に応じて見込むことができる。 ○施工者の設計照査により設計の品質を維持できる。	○設計者には施工費用増加によるメリットがないため、意図的な過剰設計が行われない。	○詳細な図面にて施工を発注することにより発注条件を明確化し、入札価格への余分なリスク費用の上乗せを防止できる。				施工条件や環境条件等の施工上の技術的課題があり、施工方法に関する技術提案を求めることにより、社会的便益の向上が期待できる場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める) 設計者(発注者)の設計に基づき作成

* 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(平成21年3月国土交通省)より抜粋

One Point

★ 工事と維持管理（運営）を一体で発注するには？ ★

- ・維持管理費の算出は、工事費の算出と算定式が異なるので、低入札価格調査基準価格を設定にあたって、維持管理費を予定価格に含めると適切な調査基準価格の設定が困難となる。
- ・また、入札の結果、合計金額としては予定価格以内であるものの、それぞれの予算（正確には予定価格）を上回る価格提案が参加業者からなされた場合、予算の定めにより契約できない事態になる可能性がある。

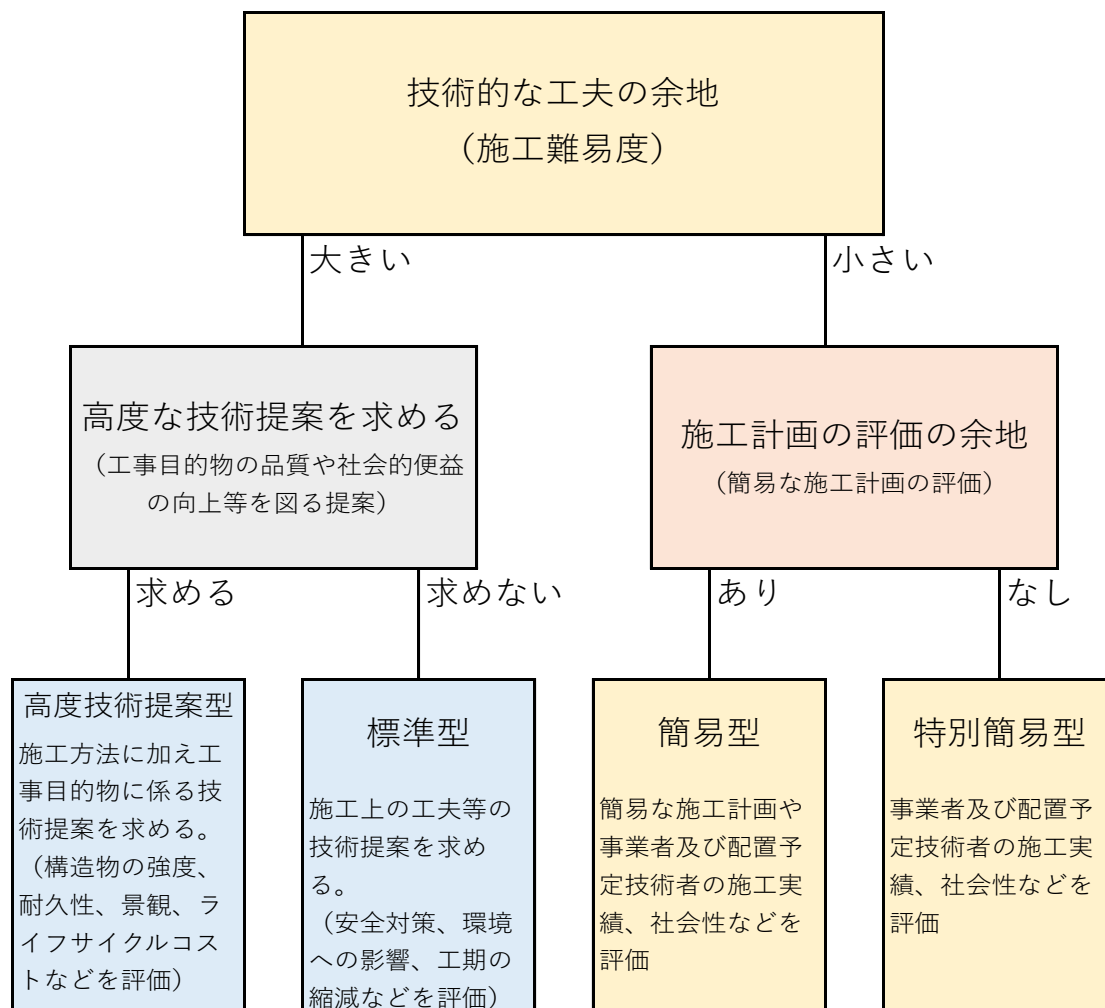
（例）工事は 2 年で 10 億円、維持管理は 5,000 万円×20 年で 10 億円、合計 20 億円で予算計上して発注した場合、予定価格は 20 億円。

⇒ 入札額が 18 億円で予定価格内だが、内訳は工事が 2 年で 12 億、維持管理を 3,000 万円×20 年で 6 億円であった場合、工事分の予算超過により契約できない事態になる。

- ・さらに、国（近畿地方整備局）においては、将来の維持管理に係る金額の妥当性を担保できないとして、長期間に渡る DBO 方式（BM 方式）は採用しておらず、通信設備等の機器製作及び据付工事で設備の性能点検を含む維持管理を 3 年程度（工事を含めて計 5 か年）とした維持管理付工事しか実施していない。
- ・以上から、本市では、平成 29 年度の発注から、ライフサイクルコストとして総合評価の技術審査で評価し、提案内容に基づく維持管理業務を随意契約により締結することとした。（B+M 方式、B+O 方式）
- ・随意契約とはいえ、建設工事の競争において価格提案を求め、それを反映したものであることから、一定の競争性が働いたものといえる。
- ・なお、**この取扱いについては、設備等機器の引き渡し後、機器が良好な性能を発揮しているかどうか 3 年程度の性能点検（施工確認の一環）を行う必要がある場合等に限ることとしており、**長期の運営や維持管理をつける工事（DBO 方式、BM 方式など）の場合は、本市や他自治体でも事例があるように、PFI 手法によることが望ましいといえる。
- ・国（近畿地方整備局）においては、金額の妥当性を担保できないとして長期間にわたる DBO 方式（BM 方式）は採用しておらず、通信設備等の機器製作及び据付工事で設備の性能点検を含む維持管理を 3 年程度（工事を含めて計 5 か年）の維持管理付工事しか事例がない。
- ・本市でも、国の考えに倣い、設備等機器の引き渡し後、機器が良好な性能を発揮しているかどうか 3 年程度の性能点検（施工確認の一環）を行う必要がある場合等に限ることとしている。

【総合評価落札方式選択の流れ】

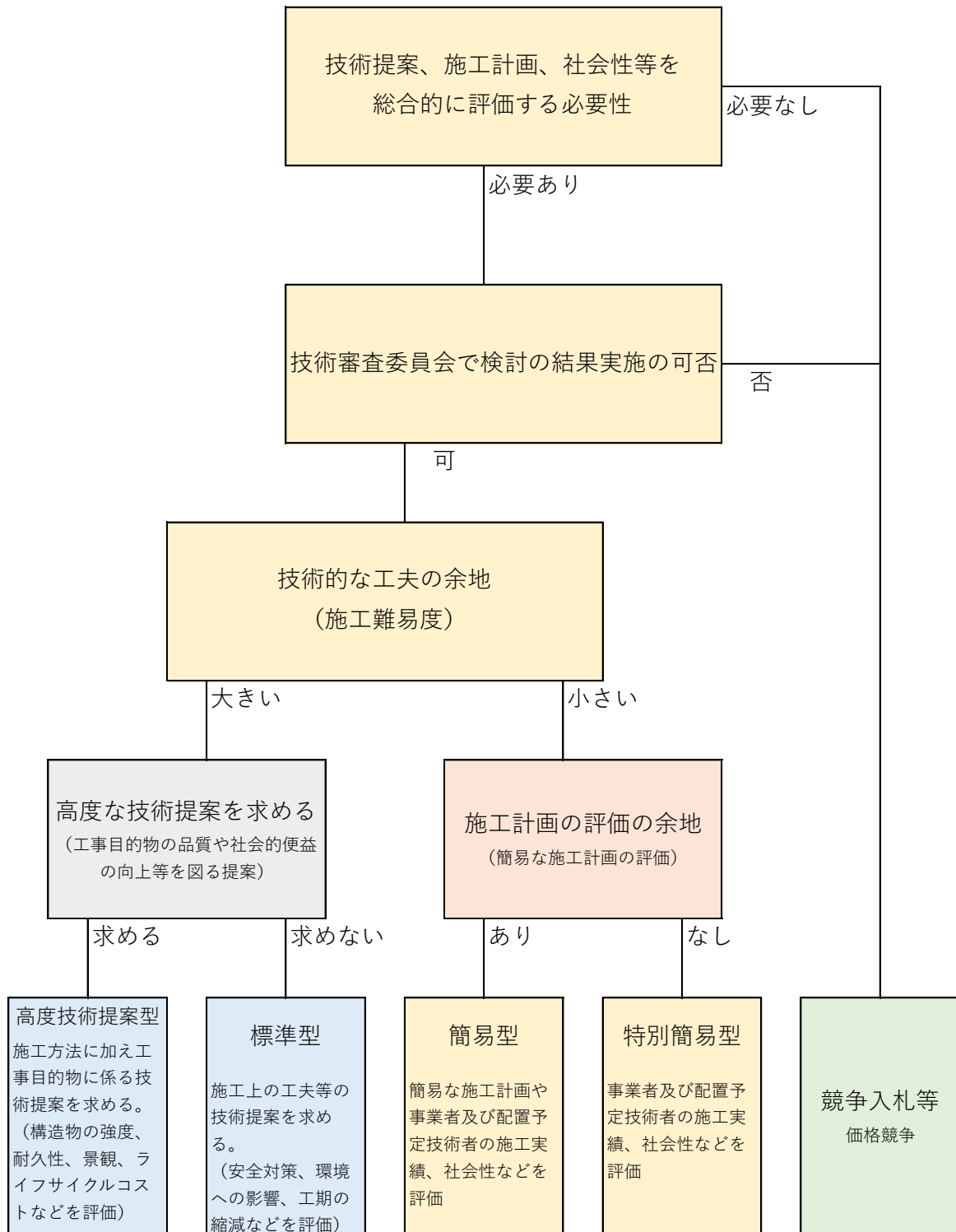
○予定価格 6億円超 **3億円以上**



予定価格が3億円以上6億円以下の工事については特別簡易型によることを基本とするが、P.2の【総合評価落札方式の判断基準】に該当すると判断される工事は、簡易型、標準型又は高度技術提案型を適用することができるものとする。

【総合評価落札方式選択の流れ】

○ 予定価格 6 億円以下 **3 億円未満**



4 評価基準及び加算点の設定

(1) 評価項目及び内容

総合評価落札方式のタイプに応じ、品質確保・品質向上の観点はもとより公共工事に関連する政策の推進として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に規定された公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保などの評価項目を適宜設定し、それぞれの評価項目にしたがって評価基準を定め評価を行うものとする。

なお、WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

① 特別簡易型

簡易な施工計画の評価を要件とせず、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO などの認定取得の有無及び地域貢献度・社会貢献度に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う

② 簡易型

簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO などの認定取得の有無及び地域貢献度・社会貢献度に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う

③ 標準型

発注者の求める工事内容を履行するための施工上の工夫等を求める場合に、施工方法、施工管理、品質管理、安全対策、環境への影響、工期の縮減の観点から技術提案を求める

④ 高度技術提案型

工事目的物の品質向上を図るため、工事目的物自体についての技術提案等を求める場合に、強度、耐性、維持管理の容易さ、ライフサイクルコスト、環境改善への寄与、景観との調和等の観点から高度な技術提案を求める

評価基準を定めるにあたっての評価内容は次ページの評価項目設定例を参考とし、総合評価落札方式のタイプに応じ、同表に掲げる適用区分にしたがい、評価または条件設定を行うものとする。

(2) 加算点の設定範囲

工事ごとに、次の加算点の範囲で設定することとする。

総合評価落札方式のタイプ	評価項目の満点の範囲
特別簡易型	10 点～30 点
簡易型	20 点～40 点
標準型	30 点～50 点
高度技術提案型	工事毎に別途設定

【評価項目設定例】

分類	評価項目	加算点の満点	高度技術 提案型	標準型	簡易型	特別 簡易型
企業 の 技 術 力	ライフサイクルコストその他総合的なコストの縮減に関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	工事ごとに 設定	○ 1項目以上 必ず選択			
	工事目的物の性能・機能・強度等の向上に関する提案					
	環境の維持・保全、交通の確保・規制、特別な安全対策、省資源・リサイクルなど社会的要請に対する提案		○			
	現地の条件を踏まえた詳細な施工計画					
企業 の 技 術 力	総合的なコストに関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	工事ごとに 設定		○ 1項目以上 必ず選択		
	工事目的物の性能に関する提案					
	社会要請に対応した提案			○		
	提案に対応した施工計画					
簡 易 な 施 工 計 画	工程管理に係る技術的所見	10			○ 1項目以上 必ず選択	
	施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見					
	品質管理に係る技術的所見					
	環境負荷軽減に配慮すべき事項					
	施工上に課題に対する技術的所見					
施 工 企 業 の 能 力	優良成績評定事業者表彰受賞又は 優良成績認定の有無（本市のものを評価）	3	○	○	○	○
	優良な工事成績評定点の有無	4				
	同種工事の施工実績の有無	4				
	工事成績評定が65点未満であったものの有無	－1				
技 術 配 置 予 定 の 能 力 等	配置予定技術者の施工経験	4	○	○	○	○
	配置予定技術者の工事成績評定点	4				
	保有している資格	3				
	若手・女性技術者の配置	2				
社 会 性 ・ 信 頼 性	品質管理マネジメントシステムの取得状況 （ISO9001）	1			○	○
	環境マネジメントシステムの取得状況 （ISO14001又はエコアクション21）	1				
	障がい者の雇用状況	1				
	ワークライフバランスの取組	1				
	賃上げなど給与増の取組	1				
	若年技術者の育成に関する取組	1				
	建設キャリアアップシステムの活用	1				
地 域 貢 献	災害時の活動協力	1			○	○
	市内本店業者で、指定する希望種目を選択 （希望種目を設定する工事のみ選択）	1				

※評価項目、加算点については工事ごとに設定する。

※網掛け項目は必ず項目設定するものとする。

(3) 評価基準及び提出書類

① 若手・女性技術者の配置

評価内容	評価基準	加算点
若手（入札書提出期限日現在において 40 歳以下）又は女性技術者のいずれかを配置する業者を優位に評価します。 ※どちらも満たしている場合でも重複して評価はしない。	配置する	2
	配置しない	0
提出書類		
・健康保険被保険者証等事実を証明することが可能な書類の写し ※配置予定技術者調書と一緒に提出すること		

② 品質管理マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において IS09001 シリーズの認証取得している業者を優位に評価します	取得している	1
	取得していない	0
提出書類		
・ IS09001 登録証の写し ・本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		

③ 環境マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得している業者を優位に評価します	取得している	1
	取得していない	0
提出書類		
・ ISO14001 登録証の写し ・ 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し ・ エコアクション 21 認証・登録証の写し (本市との契約締結の営業所が対象事業所に登録されていること)		

④ 障がい者の雇用状況

評価内容	評価基準	加算点
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している 又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している業者を優位に評価します	雇用している	1
	上記以外	0
提出書類		
義務付けられている事業者 ・ 障害者雇用状況報告書 (公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの) 義務付けられていない事業者 ・ 障がい者雇用状況調書（様式－８）		

⑤ ワークライフバランスの取組

評価内容	評価基準	加算点
・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証 ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみんな認定、くるみんな認定、プラチナくるみんな認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の同計画の届け出 上記いずれかを満たしている業者を優位に評価します	取得又は届け出している	1
	取得又は届け出していない	0
提出書類		
・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 基準適合一般事業主認定通知書の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみんな認定、くるみんな認定、プラチナくるみんな認定 基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 基準適合事業主認定通知書の写し ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の場合 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印があるもの。受付印がない場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写しに加え、公表方法が確認できる「厚生労働省のホームページ『両立支援ひろば』での企業データ詳細画面の写し」、「自社のホームページの写し」又は「その他公表方法の分かる資料」を添付すること。）		

⑥ 賃上げなど給与増の取組

評価内容	評価基準	加算点
直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額（大企業 3 %、中小企業等 1.5 %）した業者を優位に評価します	増額した	1
	増額していない	0
提出書類		
・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（直近 2 ヶ年度）の写し ・法人事業概況説明書（直近 2 ヶ年）の写し ・給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書の写し ・税理士等の証明書 上記書類のいずれか		

⑥⑦ 若年技術者の育成に関する取組

評価内容	評価基準	加算点
技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1 %以上のいずれかを満たしている業者を優位に評価します。 ※どちらも満たしている場合でも重複して評価はしない。	満たしている	1
	満たしていない	0
提出書類		
最新の経営事項審査結果通知書写し ※評点 (W) 欄の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」で確認		

⑦⑧ 建設キャリアアップシステムの活用

評価内容	評価基準	加算点
建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者を優位に評価します	登録している	1
	登録していない	0
提出書類		
・「事業者登録完了メール」（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を紙印刷したもの可）又は「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」		

⑧⑨ 災害時の活動協力

評価内容	評価基準	加算点
本市と災害協定等を締結している又は締結している団体に加入している業者を優位に評価します （大阪市地域防災計画に基づく防災協定や各区役所へ災害時協力事業者として登録等をしている業者）	締結している	1
	締結していない	0
提出書類		
・協定書の写し、ホームページの写し、登録証等締結していることがわかるもの （※団体が締結している場合は加入証明書やホームページ等所属していることがわかるものの写し）		

⑨⑩ 市内本店業者で、指定する希望種目を選択（希望種目を設定する工事のみ）

評価内容	評価基準	加算点
市内本店業者（主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者）で、指定する希望種目を選択している場合に優位に評価します	該当する	1
	該当しない	0
提出書類		
なし（入札参加有資格者名簿で確認します）		

(4) 特定 J V の評価等の運用一覧

評価項目		特定 J V に発注する場合の評価対象		
		代表構成員	全ての構成員	いずれかの構成員
企業の施工能力	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無			○
	優良な工事成績点の有無		○※1	
	同種工事の施工実績の有無		○※1	
	工事成績評定が 65 点未満のもの の有無		○※1	
配置予定技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	○		
	配置予定技術者の工事成績評定点	○		
	保有している資格	○		
	若手・女性技術者の配置			○
社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	環境マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	障がい者の雇用状況		○※2	
	ワークライフバランスの取組		○※2	
	賃上げなど給与増の取組		○※2	
	若年技術者の育成に関する取組		○※2	
	建設キャリアアップシステムの活用		○※2	
地域貢献度	災害時の活動協力		○※2	
	市内本業者で、指定する希望種目を選択 (希望種目を設定する工事のみ)			○

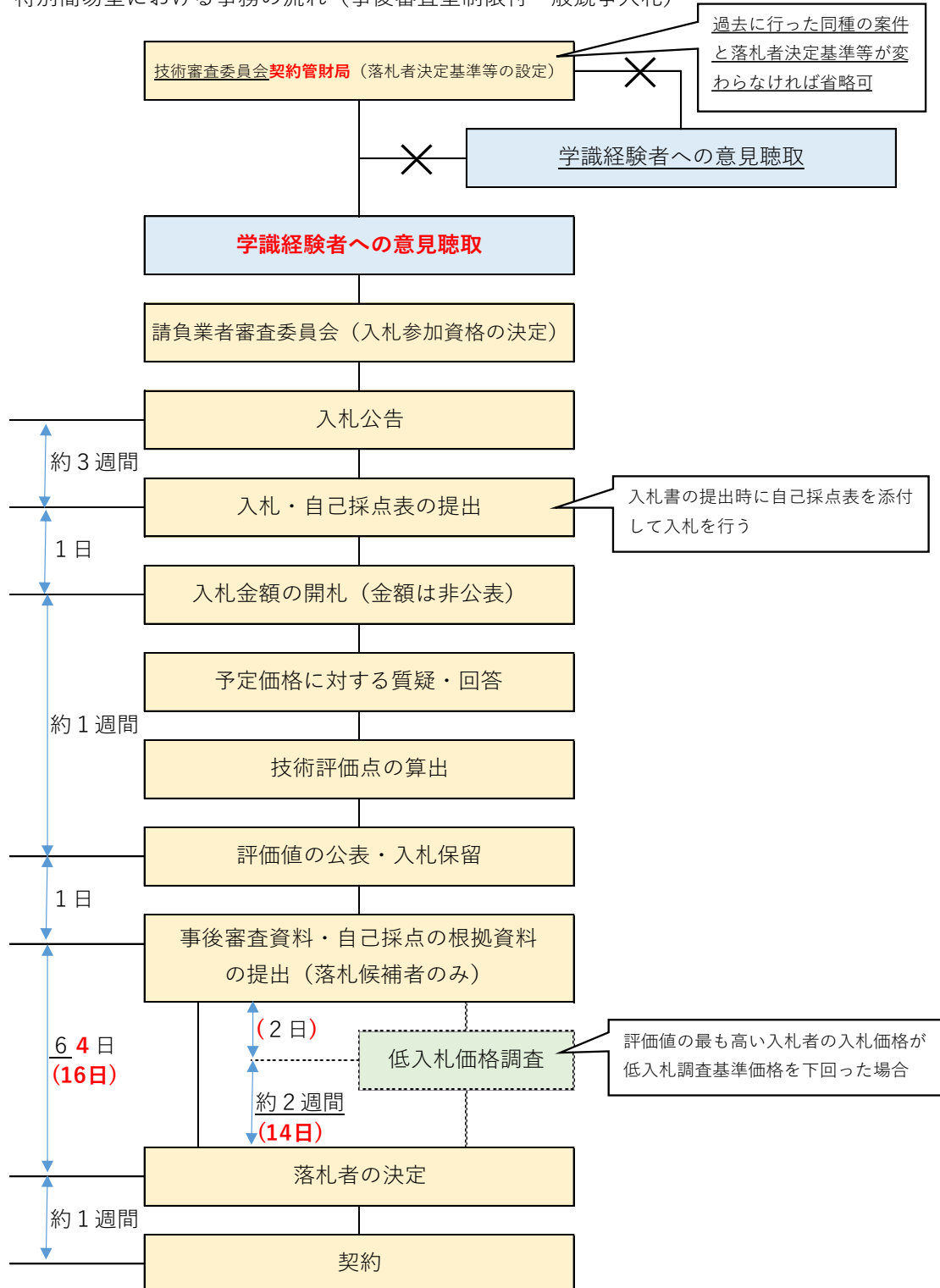
※1 すべての構成員の加算点を構成員数で割る

※2 構成員の得点がそれぞれ違う場合は、得点の低いもので評価する

5 実施スケジュール

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手続きは、以下のとおりとする。

特別簡易型における事務の流れ（事後審査型制限付一般競争入札）



特別簡易型における審査方法について

特別簡易型については、業者が入札時に「自己採点表」を添付して入札を行うこととし、本市は「入札額」と「自己採点表」をもとに評価値を算出し、評価値が最も高い者を落札候補者として、落札候補者のみ事後審査資料と自己採点の根拠資料の提出を求めることとします。

審査のルール

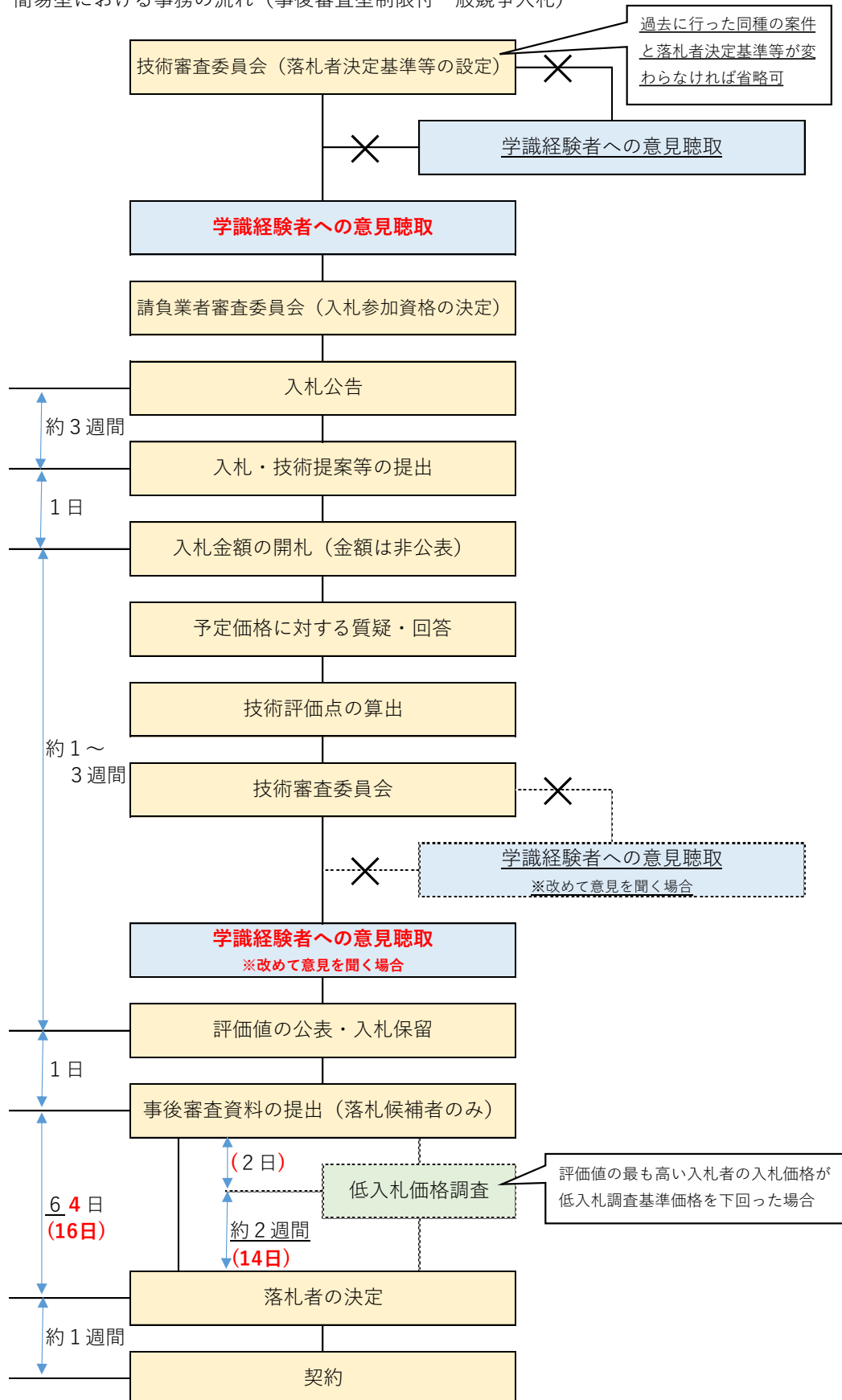
落札候補者のみ審査

自己採点の取扱い	
①	自己採点が過大である場合 正しい点数に修正したものを加算点とする
②	自己採点が過小である場合 自己採点を加算点とする (本来の点数が高くても修正しない)

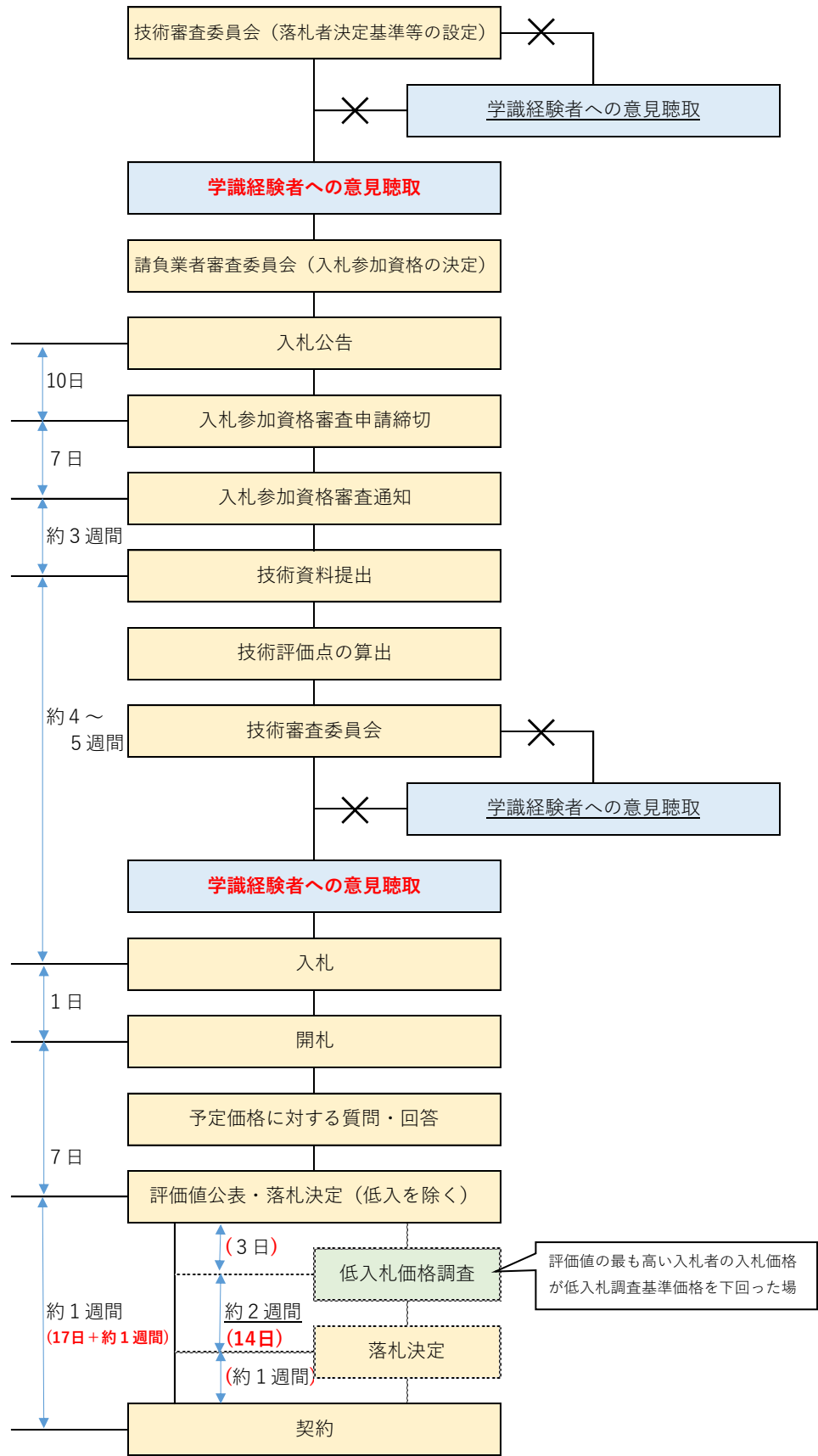
※審査の結果、評価値が最も高い者が入札参加資格を満たしているとき、

- ・自己採点が正しく、評価値に変動がない場合
⇒ その者を落札者とする
- ・自己採点に誤りがあり評価値が変動した場合
⇒ 順位が変動しない場合
⇒ その者を落札者とする
⇒ 順位が変動する場合
⇒ あらためて評価値が最も高い者を落札候補者とし、審査を行う。

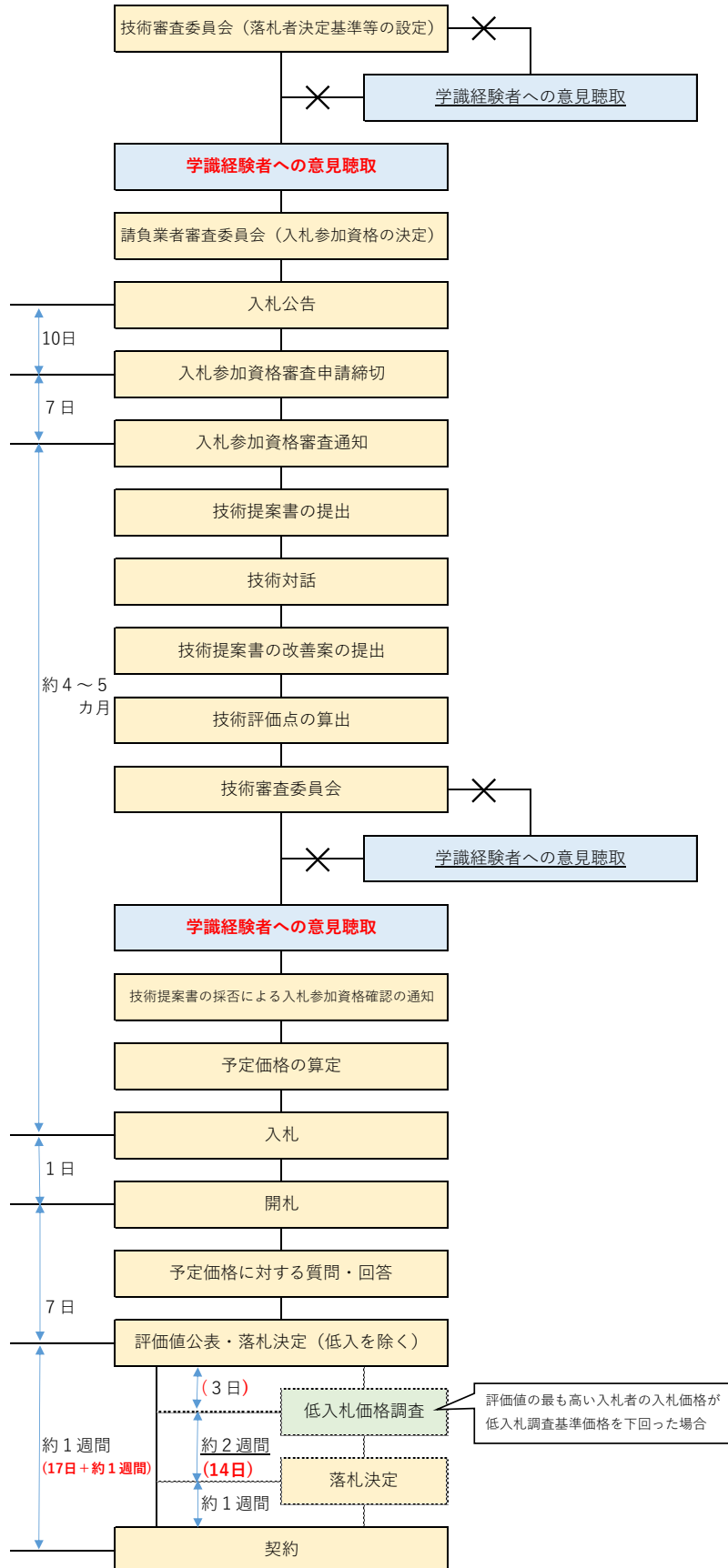
簡易型における事務の流れ（事後審査型制限付一般競争入札）



標準型における事務の流れ（一般競争入札）



高度技術提案型における事務の流れ（一般競争入札）



6 落札者の決定方法

落札者の決定

価格以外の要素である本市提示の評価項目について、入札者からの提案を本市が評価し、技術評価点（標準点と加算点との合計）として付与する。

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格と技術評価点を次の算定式（除算方式）にあてはめて評価値を算出し評価値が最も高い者とする。なお、同じ評価値の者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定する。ただし、評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札者とする。

〔除算方式〕

$$\begin{aligned}\text{評価値の算出方法} : \quad \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000\end{aligned}$$

本市が示した評価項目ごとの最低限の技術要件をすべて満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

- ただし、① 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。
② 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。
③ 入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、次のとおりとする。

入札価格が調査基準価格を下回った場合

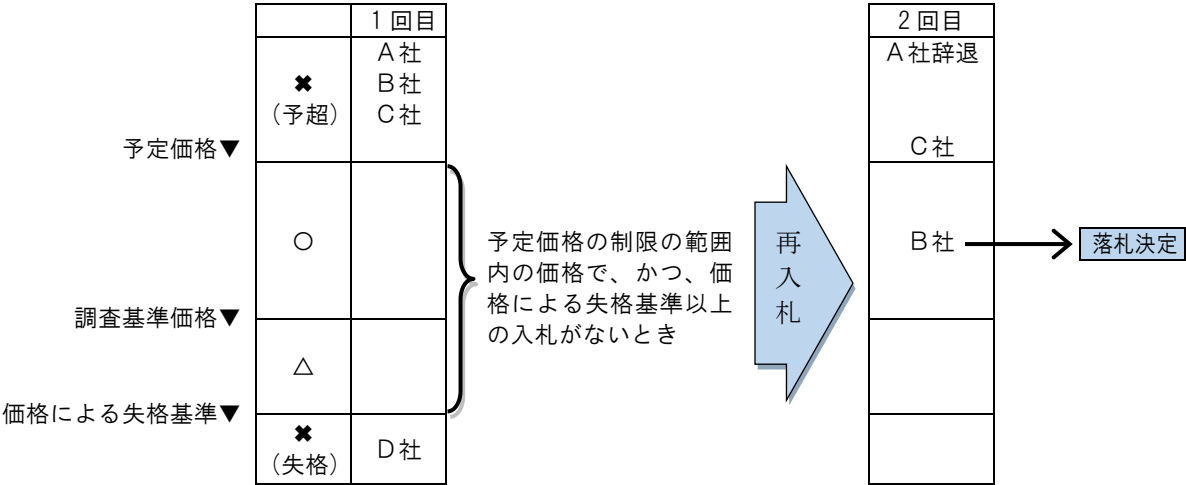
$$\begin{aligned}\text{評価値の算出方法} : \quad \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000\end{aligned}$$

再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で価格による失格基準以上の入札がないときは、直ちに、再入札の手続を行うものとする。

なお、再入札は、すでに提出された技術提案等に基づく価格によるものとし、技術提案等の再提出は受け付けないものとする。

【再入札のイメージ】



7 情報の公表

(1) 入札公告時

地方自治法施行令第167条の10の2第6項により、総合評価一般競争入札の公告をするときは、一般競争入札において必要な公告等のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければならないとされている。

したがって、総合評価落札方式を適用する工事の入札公告にあたっては、当該方式に関する事項として、適用するタイプに応じて入札説明書等に次の事項を明記するものとする。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 入札の評価に関する事項
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・得点配分
- ③ 総合評価の方法
- ④ 落札者の決定方法
- ⑤ 評価内容の担保
技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、工事成績評定の減点、違約金の徴収等)
- ⑥ 提出を求める技術資料及び提出日時
- ⑦ その他（技術資料の様式等）

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については記録し、落札決定後、速やかに次の事項を公表する。（なお、支障がない場合は、審査順位の決定時など落札決定前に公表することを妨げない。）

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の標準点及び加算点
- ④ 各業者の評価値
- ⑤ 評価順位

8 その他留意事項

(1) 契約の締結権限等

契約締結権限については、技術提案、施工計画等を評価する、簡易型、標準型及び高度技術提案型を適用する案件については、主管局長が有するものとし、定量的な工事实績などを評価する特別簡易型については契約管財局長が有するものとする。ただし、価格の決定にかかる入札手続については、別に定めがあるものを除き、契約管財局長の事務として留保する。

したがって、各タイプに応じた事務手続の担当部局については、次のとおりとなる。

〔 総合評価落札方式タイプ別 担当部局区分 〕

	特別簡易型	簡易型・ 標準型・高度技術提案型
技術提案等の審査・評価	主 管 局・契約管財局(※1)	主 管 局
入 札 手 続	契約管財局	契約管財局
契 約 手 続	契約管財局(※2)	主 管 局

(※1) 工事の施工実績及び配置予定技術者の施工経験は主管局、それ以外は契約管財局

(※2) 他に定めのあるものを除く

(2) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用においては、技術提案の審査・評価にあたって、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。

ア① 技術審査委員会の設置

総合評価落札方式における技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うため、当該工事を主管する所屬に技術審査委員会を設置する。各主管局において委員会設置要綱を策定し、のうえ「技術審査委員会」を設置するものとし、落札者決定基準の決定、その他必要な事項を審議し、技術提案の審査・評価を行うこととする。委員会には、個別案件の設計担当課以外の複数の課長級以上の職員が含まれることとなるように考慮するものとする。

(所掌事務)

- ・総合評価落札方式を適用する工事の決定
- ・簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の落札者決定基準の決定
- ・簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の技術提案等の審査・評価
- ・その他審議を要すると認める事項

イ② 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項および第5項により、次の内容についてあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者を決定するとき。ただし、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合に限る。

①ア 学識経験者の選定

本市においては、次に該当する学識経験者2名以上の意見を聴くものとする。

- ・価格以外の要素として業者の技術的能力を評価するため、建築、土木等の技術の専門家（公共工事の発注者としての実務経験を有する者を含む。）を含めるものとする。
- ・本市および入札に参加する業者と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性に欠けるものとならないよう考慮するものとする。

②イ 意見聴取の方法

意見聴取の方法は、学識経験者を招き会議形式で意見聴取する方法、個別に意見聴取する方法が考えられる。案件の難易度や聴取する内容等に応じて選択するものとする。

★ 特別簡易型による場合

落札者決定基準の設定及び学識経験者への意見聴取は契約管財局で実施し、技術提案等の審査・評価は(1)のとおり工事の施工実績及び配置予定技術者の施工経験は主管局、それ以外は契約管財局において行う。

ウ③ 契約業者資格審査委員会

入札に参加する者に必要な資格の決定については、建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会設置規程に基づき調査、審議を行う。

(3) 技術提案等のとおりに施工がなされなかった場合等の措置

履行遅延、施工不良など、受注者の責により採用された技術的所見・工夫または技術提案のとおりに施工がなされなかった場合は、再度の施工義務を課すとともに、契約解除に相当する場合は解除権行使するほか、競争入札参加停止措置その他のペナルティを課す。

ア① 競争入札参加停止措置

提出された技術提案資料等に虚偽記載があった場合など、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び当該附表に定める競争入札参加停止措置要件に該当する場合は、当該競争入札参加停止措置を行う。

提案どおりの施工ができない等の場合は、契約違反にあたらぬかどうかを検討し、契約違反にあたるかと判断されれば、同様の措置を行う。

イ② 工事成績評定の減点

技術的な工夫・提案の内容を満足できないことについて、次の算定式により工事成績評定の減点を行う。

$$\text{工事成績の減点値} = \frac{A - B}{A} \times 10 \text{ 点} ※$$

ただし、A : 入札時の技術提案等に関する得点の合計

B : 施工後の実績に相当する技術提案等に関する得点の合計

※ 10 点 : 工事成績の評定の「法令遵守項目」として、1ヶ月未満の参加停止相当の減点を準用

ウ③ 技術提案等にかかる違約金

提案内容どおりに施工がなされなかったとき等により本市に損害が発生する場合は、自然災害等不可抗力による場合を除き、違約金、損害金を請求するものとする。

入札価格と技術評価点を総合的に評価した評価値をもとに落札者を決定することから、通常の履行遅延による違約金、契約解除を行った場合の違約金のほか、個々の契約に応じて提案内容どおりに施工されなかったことに伴う違約金の算定方法を定めておくことが望ましい。

具体的な算定方法は、損害に相当する額が工事代金に帰結するもの、ライフサイクルコストを含めた全般にかかわるものなど、個々の契約内容に応じて異なるので、個別に設定するものとする。

なお、参考として、次のような算定方法が考えられる。

【参考】

- ① 提案内容どおりに施工されなかったことによる実質的な損害額やその算定方法が明らかかな場合は、当該算定方法等に基づき損害金を請求。
- ② 実質的な損害額の算定は困難であるが、落札者決定にあたって、除算方式により評価値を算定したことに鑑み、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する方法（国や他都市で運用例として紹介されている。）。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \frac{B + C_2}{B + C_1} \times A$$

ただし、A : 当初の入札金額（税抜き）

B : 標準点（100点）

C₁ : 入札時の提案内容に基づく加算点

C₂ : 提案内容のとおり施工できなかった場合の加算点

*計算の過程で小数点第4位未満を切り捨てる。

*違約金は円未満を切り捨てる。

(4) 評価対象となった配置予定技術者を配置できなかった場合等の措置

ア① 評価対象とする配置予定技術者

評価項目「配置予定技術者の能力等」で評価対象とする配置予定技術者は、契約工期の当初において配置予定の技術者とする。ただし、あらかじめ公告文等に明示した場合は、指定された工事期間において配置予定の技術者を評価対象とする。

イ② 評価対象となった配置予定技術者を配置できなかった場合の措置

アの配置予定技術者を配置できず、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）」第6条第2項の規定により本市が変更を認めた場合は、「配置予定技術者の能力等（若手・女性技術者の配置に関する評価項目を含む。）」における加算点と同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置しなければならない。

同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置できない場合は、下記の事由に該当する場合を除き、次の算定式により工事成績評定点の減点を行うこととし、悪質な行為があると認められる場合は競争入札参加停止措置を行う。

- ・配置予定技術者が死亡した場合
- ・傷病等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合

- ・配置予定技術者が従事中の工事において、受注者の責によらない理由により工期が延長され、当該技術者を配置できない場合

$$\text{工事成績評定点の減点値} = \frac{A - B}{A} \times 10 \text{ 点} \times 1$$

ただし、**A** : 入札時の配置予定技術者の能力等※₂に関する得点の合計

B : 変更後の配置予定技術者の能力等※₂に関する得点の合計

※₁ 10点：工事成績の評定の「法令遵守項目」として、1ヶ月未満の参加停止相当の減点を準用

※₂ 若手・女性技術者の配置に関する評価項目を含む

ウ③ 評価対象となった配置予定技術者を途中交代した場合の措置

評価対象となった配置予定技術者について、事務取扱要領第7条の規定により途中交代を行う場合、「配置予定技術者の能力等（若手・女性技術者の配置に関する評価項目を除く。）」における加算点と同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置しなければならない。

同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置できない場合は、下記の事由に該当する場合を除き、次の算定式により工事成績評定点の減点を行う。

- ・監理技術者等が死亡した場合
- ・傷病等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- ・受注者の責によらない理由により工期が延長された場合

$$\text{工事成績評定点の減点値} = \frac{A - B}{A} \times 10 \text{ 点} \times 1$$

ただし、**A** : 入札時の配置予定技術者の能力等※₂に関する得点の合計

B : 途中交代後の配置予定技術者の能力等※₂に関する得点の合計

※₁ 10点：工事成績の評定の「法令遵守項目」として、1ヶ月未満の参加停止相当の減点を準用

※₂ 若手・女性技術者の配置に関する評価項目を除く

※なお、工事内容等を鑑み、同点数以上の加算点を有する監理技術者等の配置を要しない場合は、あらかじめ公告文等において明示するものとする。

(5) 入札及び契約過程に関する苦情処理

本市においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、まず、発注者として入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札等監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「大阪市発注工事に係る苦情処理要領」及び「政府調達に係る苦情の処理手続」に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録する必要がある。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格、性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本ガイドライン 2 (1) アの規定は、平成32年 4 月 1 日以後に入札に参加しようとするものを募集する契約について適用し、同日前に入札に参加するものを募集する契約については、なお従前の例による。
- 3 大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン（平成19年 3 月30日制定）は、平成31年 3 月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

〔 各 種 様 式 例 〕

様式- 1	総合評価落札方式技術資料提出書
様式- 2	工程表
様式- 3	_____に対する技術的所見・工夫・提案
様式- 4	同種又は類似工事の施工実績
様式- 5	工事成績評定についての申告書
様式- 6	監理（主任）技術者の資格・工事経験
様式- 7	自己採点表（例）
様式- 8	障がい者雇用状況調書

(様式－１)

令和 年 月 日

大阪市

様

承認番号 ()

事務所所在地
又は住所
商号又は名称
代表者氏名又は氏名

総合評価落札方式技術資料提出書

別添のとおり技術資料を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

	本店（主たる営業所）	支店又は営業所
名 称		
所 在 地		
電話番号		

※ 本店：入札参加資格審査申請書に記載した本店。

※ 支店又は営業所：大阪市外に本店があり、大阪市との契約の窓口となる営業所として、入札参加資格審査申請書に記載した支店又は営業所。

工事名称	
------	--

【提出資料】

評価項目	提 出 書 類		記入内容を証明する書類
項目名を記載	※	様式名・書類名を記載	証明する書類が必要な場合、必要書類を記載

※該当書類に○を記載

連絡先 所属名
氏 名
電 話 () —
F A X () —

(様式－２)

工 程 表																													
工事名 : _____ 会社名 : _____																													
項目	単位	数量	月			月			月			月			月			月			月			月			月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■ 工程管理に対する技術的所見 (←工程管理に関して所見を問う場合に記載)

(様式－３)

_____に対する技術的所見

(タイプに応じて工夫・提案に変更する↑)

工事名：

会社名：_____

対 象	
-----	--

具体的な内容 (←求める内容に応じて適宜表記を変更する)

(様式－４)

同種又は類似工事の施工実績

〔 工 〕 (工種・工法を指定する場合)

工事名：

会社名：_____

同種・類似工事の条件		
工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率： %）
工 事 概 要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	
工事表彰の有無		☐有 ☐無 有の場合、表彰名、工事名称、表彰年月日

注）技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

(様式－ 5)

工事成績評定についての申告書

工事名：

会社名：_____

当社が大阪市（契約管財局以外が発注する工事を含む）から受注し、昨年度（令和 年度）に完成した工事において、工事成績評定が65点未満のものはありません。

（該当がある場合は、本様式の提出は不要）

(様式－6)

監理（主任）技術者の資格・工事経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
法令による資格・免許		☐ 一級土木施工管理技士（取得年： ） ☐ 監理技術者資格（取得年： 登録番号： ） （登録会社： ） ☐ 監理技術者講習（取得年： 修了証番号： ）
工事経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工　期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 現場代理人 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ （ ）
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	☐ 有（CORINS登録番号： ） ☐ 無
	優良工事技術者 表彰の有無	☐ 有 ☐ 無 〔 〕
申請時における他工事の 従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工　期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 現場代理人 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ （ ）
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	☐ 有（CORINS登録番号： ） ☐ 無

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

(様式－７)

自己採点表（例）

工事名：

会社名：

評価項目		評価基準		配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)
企業の 施工能力	優良成績評定事業者表彰又は優良成績認定の有無	当年度及び過去４年度の間（平成○～令和○年度）の本市発注工事の同一種目（○○工事）における優良成績評定事業者表彰又は優良成績認定の有無（いずれかを加点する） ※本市のものを評価	優良成績評定事業者表彰を受けた	3		
			優良成績認定を受けた	1		
			いずれもない	0		
	優良な工事成績点	過去５年度の間（平成○～令和○年度）の本市発注工事の同一種目（○○工事）における工事成績評定点の最高点	80点以上	4		
			75点以上80点未満	2		
			70点以上75点未満	1		
			70点未満又は実績なし	0		
	同種工事の施工実績の有無	過去10年度の間（平成○～令和○年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事の元請施工の実績	2件以上	4		
			1件	2		
			0件	0		
	工事成績評定が65点未満のもの有無	昨年度（令和○年度）に工事成績評定が65点未満のもの有無	あり	-1		
			なし	0		
配置予定 技術者の 能力等	配置予定技術者の工事成績評定	過去５年度の間（平成○～令和○年度）の本市発注工事の同一種目（○○工事）において監理技術者又は主任技術者として従事した工事成績評定点の最高点	80点以上	4		
			75点以上80点未満	2		
			70点以上75点未満	1		
			70点未満又は実績なし	0		
	配置予定技術者の施工経験	過去10年度の間（平成○～令和○年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績	2件以上	4		
			1件	2		
			0件	0		
	保有している資格		資格あり	3		
			資格なし	0		
	若手・女性技術者の配置	若手（入札書提出期限日現在において40歳以下）又は女性技術者のいずれかを配置	配置する	2		
			配置しない	0		
社会性・ 信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO9001シリーズの認証取得	取得している	1		
			取得していない	0		
	環境マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO14001又はエコアクション21の認証取得	取得している	1		
			取得していない	0		
	障がい者の雇用状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している	雇用している	1		
			雇用していない	0		
	ワークライフバランスの取組	・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証 ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみんな認定、くるみんな認定、プラチナくるみんな認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の場合上記いずれか	取得又は届け出している	1		
			取得又は届け出していない	0		
	賃上げなど給与増の取組	直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額（大企業3％、中小企業等1～5％）	増額した	1		
			増額していない	0		
	若年技術者の育成に関する取組	技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15％以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1％以上のいずれか	満たしている	1		
			満たしていない	0		
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムの登録	登録している	1		
			登録していない	0		
地域 貢献度	災害時の活動協力	災害時協力協定等の締結	締結している	1		
			締結していない	0		
	市内本店業者かつ希望種目を選択	市内本店業者で、指定する希望種目を選択	該当する	1		
加 算 点 合 計				0		

(様式－８)

障がい者雇用状況調書

工事名：

会社名：

区 分	内 訳
雇用労働者数	常時雇用労働者数 人 短時間労働者数 人
身体障がい者	常時雇用 重度障がい（１・２級） 人 重度障がい以外 人 短時間労働 重度障がい（１・２級） 人 重度障がい以外 人
知的障がい者	常時雇用 重度障がい（Ａ） 人 重度障がい以外 人 短時間労働 重度障がい（Ａ） 人 重度障がい以外 人
精神障がい者	常時雇用 人 短時間労働（雇入れから３年以内又は手帳取得から３年以内を除く） 人

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で、障がい者を 1 人以上常用（直接的かつ恒常的に）雇用している場合のみ提出してください。

※短時間労働者とは、週労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。

※身体障がい者及び知的障がい者について、短時間労働者で重度障がい以外の方が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。

※精神障がい者について、短時間労働者が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。

令和7年7月4日
大阪市入札契約制度改善検討委員会

「大阪市公共工事総合評価落札方式 運用要領」等の改正について

契約管財局契約部契約課

① 総合評価落札方式の適用拡大

総合評価落札方式の意義

公共工事の品質確保の促進に関する法律

第3条第2項 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力に負うところが大いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、**経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。**

総合評価落札方式のメリット

(地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【国土交通省】より)

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、**優良な社会資本整備**を行うことができる。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、**ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除**ができる。
- ③ 技術的能力を審査することにより、**建設業者の技術的向上**に一定の効果が期待できる。
- ④ 価格と品質の2つの基準で業者を選定することから、**談合防止**に一定の効果が期待できる。
- ⑤ 総合評価落札方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから**透明性の確保**が図れ、納税者の理解を促進できる。

総合評価落札方式の弊害

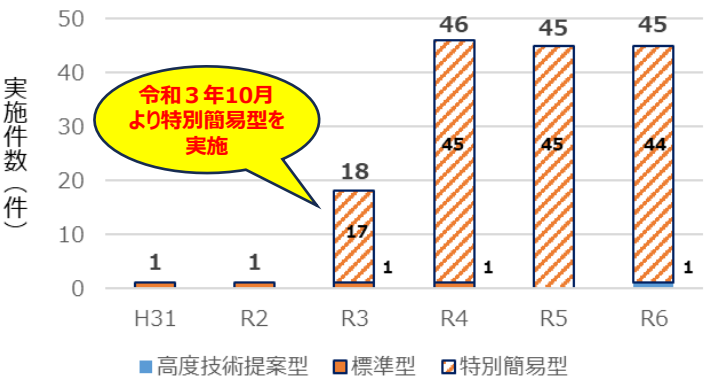
- ✓ 技術提案資料等の作成・審査を要するため、発注者・受注者ともに**入札契約にかかる事務負担**がある。
- ✓ 総合評価では過去の実績によって評価点を付けるため、**新規参入や実績の乏しい業者は受注しにくく、落札者が固定化する傾向**にある。

総合評価落札方式適用拡大の必要性

総合評価落札方式については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成19年度から本市発注工事において試行的に導入し、その後、入札結果の蓄積により一定の課題整理を行い、平成31年4月より本格実施に移行した。

実施状況

年度別件数



他都市との比較

総合評価落札方式（令和5年度実績）



改正経過

令和3年4月	・「特別簡易型」を新設 ・低入札の場合の評価値算定式の改正 ・価格による失格基準の引き上げ
令和4年4月	・落札者決定方法の改正 ・評価項目の追加（優良成績認定、ワークライフバランスの取組、建設キャリアアップシステムの活用）
令和5年4月	・適用範囲の拡大（6億円超は原則適用） ・低入札の場合の評価値算定式の改正 ・受注可能本数制限の廃止 ・評価項目の追加（市内本店業者の加点、成績不良業者の減点）
令和6年4月	・評価項目の追加（災害協定等の締結）
令和7年4月	・評価項目の追加（若手・女性技術者の配置） ・技術者途中交代の取扱いの明確化

成果・課題等

導入の成果	☐ 品質確保に寄与 ・工事成績評定点の上昇（導入前※：76.2点 ⇒ 導入後※：80.1点） ※R3年度に発注しR5年度に竣工した工事の平均値
運用上の課題	☐ 競争性の低下 ・入札参加者の減少 （導入前 R3：3.9者 ⇒ 導入後 R3：4.6者、R4：3.4者、R5：2.3者）
制度上の課題	☐ ダumping受注の防止 ☐ 不調・不落への対応 ☐ 評価項目・評価点の標準化
建設業の課題	☐ 担い手不足・若手入職者の減少 ☐ 生産性の向上（情報通信技術の活用）
その他	☐ 予定価格事前公表による弊害

将来にわたるインフラの品質確保とともに、
地域づくりの担い手として建設産業の育成、
底上げを図っていく必要

“ 総合評価落札方式の適用拡大 ”

総合評価落札方式の適用拡大について

総合評価落札方式の適用範囲

- 総合評価落札方式の適用拡大にあたっては、事業者への影響も勘案したうえで、対象金額を設定（建築以外：Aランク、建築：Bランク以上）

総合評価落札方式の対象工事

現状：予定価格6億円超



予定価格3億円以上

※3億円未満であっても適用可

事務の統一化・効率化

- ✓ 「特別簡易型」は、難易度の高い工事に対し技術提案を求めるといったものではなく、これまでの施工実績や配置予定技術者の資格や施工経験、また、障がい者の雇用状況やワークライフバランスへの取組に関する認証制度の取得などの事業者の社会性等に関する項目を評価するもの。
- ✓ 「特別簡易型」についてはガイドラインにおいて評価項目設定例を示しており、各所属において個々に学識経験者の意見を聴取する必要性が乏しい。
- ✓ また、「特別簡易型」の評価点については、10～30点の範囲で各工事所管局において設定することとしているが、各所属・各工事種目において差がある。

- 適用拡大と併せて、特別簡易型による場合の事務の統一化・効率化を図るため、次の事務を契約管財局で一元的に実施

落札者決定基準の決定

学識経験者への意見聴取

技術提案等の審査・評価※

※工事の施工実績及び配置予定技術者の施工経験にかかる審査・評価は工事主管局で実施

(参考) 総合評価落札方式の適用範囲の検討

« 令和6年度実績 (種目別) »

(件)

	★	★		★	★	★	★			★		★		★	★									★	★		(件)	
	土木	建築	プレハブ	解体	舗装	電気	給排水	造園	鋼桁	しゅんせつ	昇降機	上下水道	機械器具	消防施設	電気通信	塗装	防水	たたみ	交通安全	防球	遊具	とび	体育施設	築炉	水門	ライニング	建具	計
6億円～	3	16		1		1	3					21																45
5～6億円	7	3				2	2			1		5																20
4～5億円	6	5			1							3		1														16
3～4億円	13	10			1	3	3									1									2	1		34
2～3億円	37	17		2	10	5	3	2			1	3				1									1		1	83
1～2億円	43	55		6	24	21	18	15	3			3		1	1	1			3	2				1		2	1	200
1億円以下	72	273	1	16	65	114	195	48	7		20	14	8	9	19	13	40	7	12	19	8	1	4	3	1	7	6	982
計	181	379	1	25	101	146	224	65	10	1	21	49	8	11	20	16	40	7	15	21	8	1	4	4	4	10	8	1,380



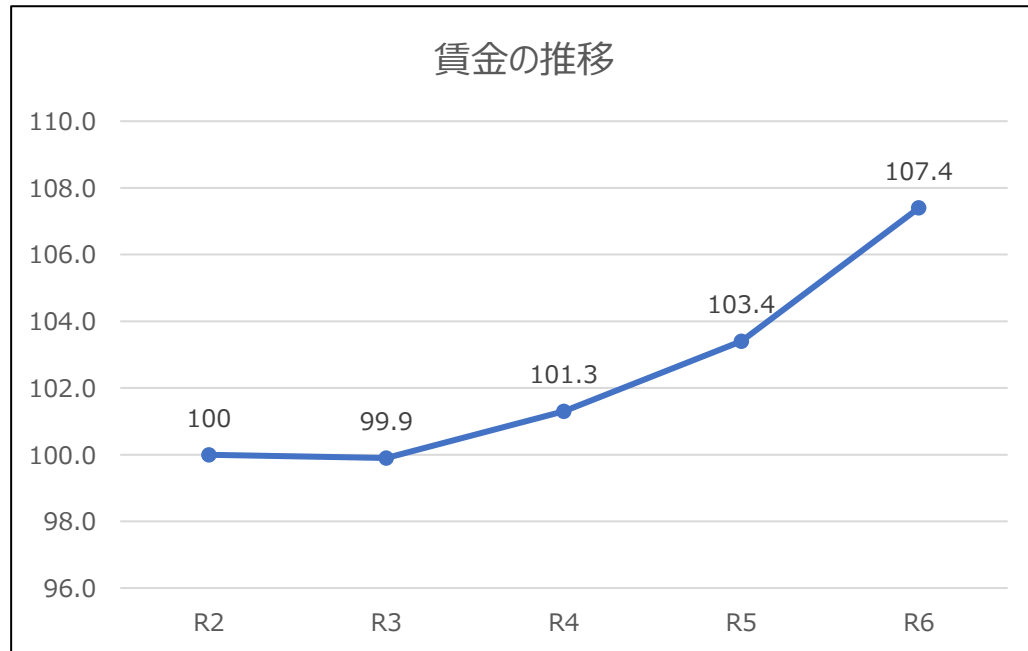
«4億円以上»	16	24	—	1	1	3	5	—	—	1	—	29	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	81
«3億円以上»	29	34	—	1	2	6	8	—	—	1	—	29	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	115

② 評価項目設定例の改正

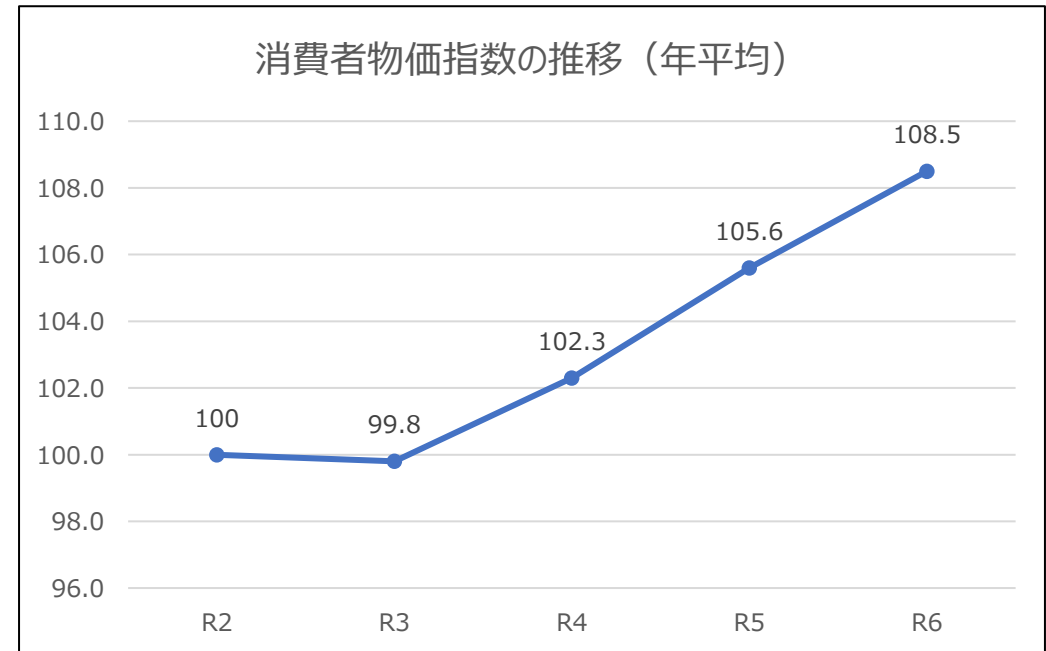
～「賃上げなど給与増の取組」の追加～

背景・制度導入目的

- 国においては、賃上げを行う企業から優先的に調達を行うとの方針を打ち出し、令和4年4月より総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設定。
- 「令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省発表）」においては賃上げ率が5.33%を記録するなど、近年、多くの企業において賃上げの動きが見られるが、消費者物価上昇率も高水準で推移しており、市民・労働者の生活は厳しい状況にある。
- そうしたことから、本市においても工事請負の入札で実施している総合評価落札方式において、評価項目として賃上げに関する項目を設定することで、賃上げに取り組んでいる企業を積極的に評価していく。



「令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省発表）」統計表－付表1（一般労働者の性別賃金、対前年度増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移（昭和51年～令和6年））よりR2年を基準（100）とし算定したもの



「2020年基準 消費者物価指数（総務省発表）総合指数（年平均）」

賃上げを実施する企業への加点措置について

- 適用対象
- 令和8年4月1日以降に公告する、総合評価落札方式による工事請負契約
- 加点評価
- 直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額
(大企業:3%、中小企業等:1.5%)した入札参加者に対し加点。**(事後評価方式)**
大企業は一人当たり給与総額、中小企業等は給与総額で確認。
- 実績確認等
- 他の評価項目と同様に総合評価の審査時に確認

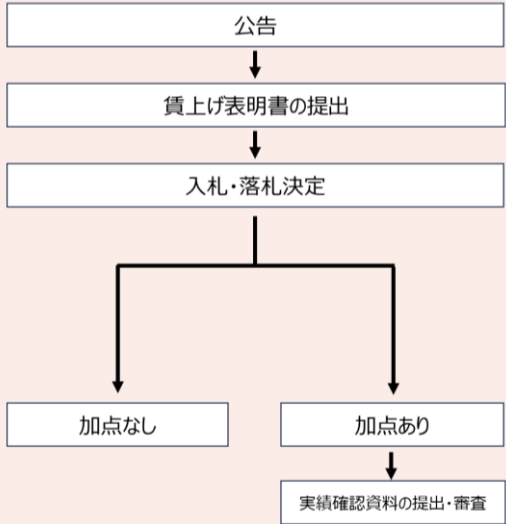
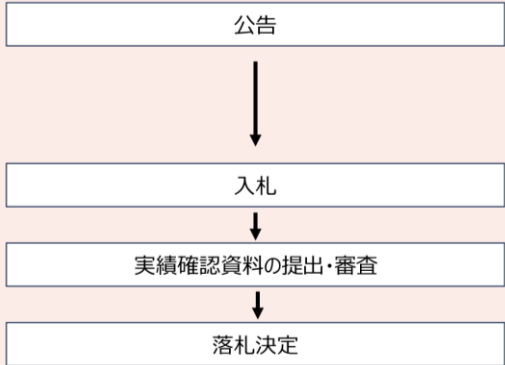
実績確認資料	
①	「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
②	「法人事業概況説明書」
③	「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」
④	(①～③で確認できない場合) 税理士等の証明書

(総合評価評価項目)

分類	評価項目	高度 技術 提案型	標準型	簡易型	特別 簡易型
企業の技術力	ライフサイクルコストその他総合的なコストの縮減に関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	○ 1項目以上必ず選択			
	工事目的物の性能・機能・強度等の向上に関する提案				
	環境の維持・保全、交通の確保・規制、特別な安全対策、省資源・リサイクルなど社会的要請に対する提案				
	現地の条件を踏まえた詳細な施工計画	○			
企業の技術力	総合的なコストに関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	○ 1項目以上必ず選択	○		
	工事目的物の性能に関する提案				
	社会要請に対応した提案				
	提案に対応した施工計画				
簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見			○ 1項目以上必ず選択	
	施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見				
	品質管理に係る技術的所見				
	環境負荷軽減に配慮すべき事項				
	施工上に課題に対する技術的所見				

分類	評価項目	高度 技術 提案型	標準型	簡易型	特別 簡易型
施工能力 の 企業	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無（本市のものを評価）	○	○	○	○
	優良な工事成績評定点の有無				
	同種工事の施工実績の有無				
	工事成績評定が65点未満であったものの有無				
配置 予定 技術者の 能力等	配置予定技術者の施工経験	○	○	○	○
	配置予定技術者の工事成績評定点				
	保有している資格				
	若手・女性技術者の配置				
社会性・ 信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況（ISO9001）			○	○
	環境マネジメントシステムの取得状況（ISO14001又はエコアクション21）				
	障がい者の雇用状況				
	ワークライフバランスの取組				
	若年技術者の育成に関する取組				
	建設キャリアアップシステムの活用				
	賃上げなど給与増の取組				
貢献 地域	災害時の活動協力			○	○
	市内本店舗業者で、指定する希望種目を選択（希望種目を設定する工事のみ選択）				

国（国交省）制度との比較

	国（国交省）	大阪市（案）
加点対象	賃上げを表明した入札参加者に対し加点 （これから賃上げする企業に加点）	直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額した入札参加者に対し加点 （過去に賃上げをした企業に加点）
賃上げ率	大企業 3 %以上 中小企業等 1.5 %以上	
提出書類	①給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ②法人事業概況説明書 ③給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ④（①～③で確認できない場合）税理士等の証明書	
実績確認	加点を受けた企業に対し、事業年度又は暦年の終了後、達成状況を確認	総合評価の審査時に確認 ※他の評価項目と同様
未達成の場合のペナルティ等	以降の国の調達において総合評価の評価点を減点	－（加点しないのみ）
審査期間	5 か月程度	1 週間程度（総合評価の審査期間）
発注件数	約6,000～7,000件（工事）	約40～50件 ※令和8年4月に拡大予定（約100件程度）
流れ	 <pre> graph TD A[公告] --> B[賃上げ表明書の提出] B --> C[入札・落札決定] C --> D[加点なし] C --> E[加点あり] E --> F[実績確認資料の提出・審査] </pre>	 <pre> graph TD A[公告] --> B[入札] B --> C[実績確認資料の提出・審査] C --> D[落札決定] </pre>



FE0104

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

令和 年 月 日提出 税務署 受付印 税務署長 殿		事業種目	整理番号						
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 幹旋
	氏名又は名称 個人番号又は法人番号(注) (フリガナ)	作成担当者							
	代表者氏名	作成税理士 署名							
		電話 (- -)							

提出用
【平成28年1月1日以後提出用】

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコード
(注) 平成27年分以前の合計表を作成する場合には

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人 員	支払金額	源泉徴収税額
(A) 俸給、給与、賞与等の総額			
(A)のうち、内欄適用の日雇労働者の賃金			
(B) 源泉徴収票を提出するもの			
(B)のうち、源泉徴収票を提出するもの			
災害減税法により徴収猶予したもの			
(摘要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人 員	支払金額	源泉徴収税額
(A) 退職手当等の総額			
(B) (A)のうち、源泉徴収票を提出するもの			

「大企業」
①／② (一人当たり給与総額)
「中小企業等」
① (給与総額)

 署受 F B I 0 0 7

F	B	1	0	0	7
---	---	---	---	---	---

整理番号

OCR 入力用 ○

この用紙はとび

ります。折ったり汚したりし

千円単位で記載してください。

① + ② + ③ (給与総額)

③

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	・ ・	法人名	別表六(二十四)		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用可否	3				
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人						
法人税額の特別控除額の計算								
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円	令和6年4月1日以後に開始する事業年度の計算	第1項適用の場合	(14) $\geq 4\%$ の場合 (0.05、0.1又は0.15)	29		
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5				(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	30		
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6				プラチナくるみん又はプラチナえる ぼしを取得している場合 0.05	31		
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0 の場合は0)	7				税額控除限度額 (22) $\times$ (0.1 + (29) + (30) + (31)) ((14) < 0.03 の場合は0)	32	円	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	円		第2項適用の場合	(14) $\geq 4\%$ の場合 0.15	33		
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9				(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	34		
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10				プラチナくるみん又はえるぼし3段階 目以上を取得している場合 0.05	35		
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11				特定税額控除限度額 (22) $\times$ (0.1 + (33) + (34) + (35)) ((14) < 0.03 の場合は0)	36	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12			第3項適用の場合	(7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	37		
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13				(18) $\geq 5\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.1	38		
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12) = 0 の場合は0)	14				くるみん又はえるぼし2段階目以上 を取得している場合 0.05	39		
					法人全業種税額控除限度額		円	

別表六二十四

令六・四・一以後終了事業年度分

《大企業》

②が0.030以上

(賃上げ率3%以上)

《中小企業等》

①又は②が0.015以上

(賃上げ率1.5%以上)

◆ 税理士又は公認会計士等の第三者により賃上げ実績を確認できると認められる書類（イメージ）

賃金引上げ計画の達成について

当社は、評価対象事業年度（又は暦年）において、○人の従業員が退職する一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと考えております。

この点について、計算の基礎となる添付資料及び計算過程を添付書類の通り提出します。

(添付書類)

・賃金引上げ計画 達成状況確認明細書

・令和○年○月分～令和○年○月分給与明細

令和○年○月○日

(住 所) 大阪市○○○○

(法人名) 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

上記添付書類により本書類に記載する賃上げ率等が算出されることについて、計算誤りがない旨確認しました。

令和○年○月○日

(住 所) 大阪市○○○○

(公認会計士等の氏名) ○○ ○○

賃金引上げ計画 達成状況確認明細書		
	令和X年度 (前年度)	令和X+1年度 (当該年度)
法人事業概況説明書等に記載の給与支給総額	○○○円	○○○円
控除可能な 給与総額	期間内の退職者に支給した給与総額	○○○円
	期間内の新規採用者に支給した給与総額	○○○円
	一時金、賞与又は超過勤務手当等の総額	○○○円
	外注や派遣社員等の一時的な雇入れによる労務費の総額	○○○円
	退職給付引当金繰入額等の総額	○○○円
	役員報酬等の合計額	○○○円
	...	...
賃上げ評価対象給与総額	○○○円	○○○円
評価対象社員人数	□□円	□□円
一人当たり平均受給額	○○○円／人	○○○円／人

13